

令和7年度から 国民健康保険税の税率を改定します

国民健康保険は、病気やけがにより医療機関で受診する場合に給付を行う医療保険制度です。国民健康保険税と公費により運営されていますが、国民健康保険税の税率を低く抑えてきたことにより、赤字の状態が続いています。国民健康保険の健全な財政運営を図るため、令和7年度から以下のとおり税率の改定を行います。加入者の皆様にご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

改定税率

賦課区分	賦課項目	令和6年度	令和7年度
医療 給付費分	所得割	6.40%	7.00%
	均等割	23,100円	27,200円
	平等割	18,300円	18,100円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.60%	2.50%
	均等割	9,000円	9,700円
	平等割	7,500円	6,400円
介護 納付金分	所得割	2.00%	2.20%
	均等割	9,000円	10,000円
	平等割	5,400円	4,800円

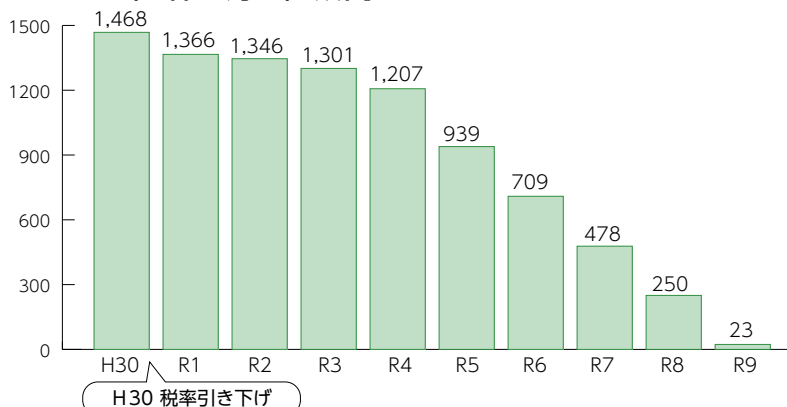
- 国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で計算されます。
- 税額は、1年度分(4月～翌年3月)を世帯ごとに、加入者の基準総所得金額を基礎とした「所得割額」、加入者の人数に応じた「均等割額」、世帯ごとの「平等割額」の3つの方式により計算した金額の合計となります。
- 令和7年度の基準総所得金額は、令和6年中総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた額です。

国民健康保険税率を改定する背景

①赤字運営

本市では、国民健康保険税を低い税率に抑えてきたことで、不足する財源を国民健康保険財政調整基金(家計における貯金)の取崩しで補っており、赤字の状態が続いています。現行税率を継続した場合、令和9年度には基金がほぼ枯渇する見通しです。

基金(国保の貯金)残高のシミュレーション(単位:百万円)

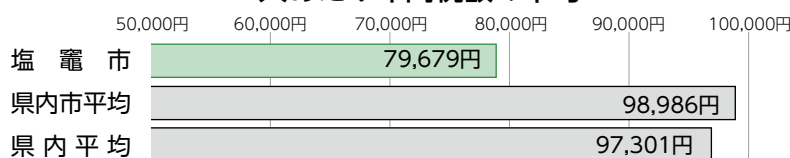


②低い税率

塩竈市の1人あたりの国民健康保険税額は県内他市町村と比較して低い状況です。

※当初賦課額であり、収納見込額とは異なります。

1人あたり年間税額の平均



出典:宮城県国保医療課調べ「令和6年度国保料率等の状況について」(一部加工)

制度に関すること: 保険年金課 ☎355-6497 / 税額に関すること: 税務課 ☎355-5916